

No	質 問	回 答
70	<p>実施要綱3（3）イ（ア）の「令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染症対策に要する備品の購入費用」について、</p> <p>①令和3年10月1日から12月31日までの間に購入したものが対象か。</p> <p>②「衛生用品」とは、どのような物が補助対象となるのか。</p> <p>③「感染症対策に要する備品」とは、どのような物が補助対象となるのか。</p> <p>④発注が令和3年10月1日から12月31日までの間に行われていれば、納品や支払いが令和4年1月1日以降となってもよいか。</p>	<p>①お見込みのとおりです。</p> <p>②については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、マスク、手袋、消毒液などを想定しています。</p> <p>③については、パーテーション及びパルスオキシメーターです。</p> <p>④納品や支払いが令和4年1月1日以降でも、10月1日から12月31日までの間に発注して購入が確定しているのであれば（見積りのみは不可）、補助対象として差し支えありません。</p>
71	<p>費用が確定していない段階における申請（概算による申請）は可能か。</p>	<p>本事業に要する費用が確定してから申請することを想定しています。</p>
72	<p>申請書類には、購入した物品の領収書等、支出した費用が分かる証拠書類の添付が必要か。</p>	<p>支出した費用の金額・品目等を申請書に記載すれば領収書等の証拠書類の提出は不要です。</p> <p>なお、領収書等の証拠書類は、介護事業所・施設において適切に整備保管し（保存期限等は各都道府県のルールに則ってください）、都道府県等から求めがあった場合は速やかに提出する必要があります。</p>
73	<p>本事業（介護事業所・施設に対するかかり増し経費支援若しくはかかり増し経費支援に要する都道府県事務費又はその両方）を地域医療介護総合確保基金の枠組みではなく、都道府県の単独事業として実施する場合、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象となるか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナ対応のための取組である限り、自治体が自由に活用できる交付金となっており、交付対象となりえます。なお、本件については、内閣府地方創生推進室と協議済みです。</p>